

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人桑の実福社会

役員等の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑の実福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、理事会において選任され、法人を代表し業務を監督、執行する者をいう。
- (3) 業務執行理事とは、理事会において選任され、法人の業務を指導、執行する者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受けるものであり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費・日当を含む）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、評議員、理事長及び業務執行理事、理事、監事に対して支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 評議員、理事長及び業務執行理事、理事、監事に対する報酬の額は、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 理事長及び業務執行理事 報酬（別表1に定める額）
- (2) 上記以外の役員等 報酬（別表2（1）（2）（3）に定める額）

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給の時期は、当該各号に定める時期とする。

2 理事長及び業務執行理事の報酬 毎月 21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は職員給与規程第8条の規定に準じて支給）

3 報酬は、理事長及び業務執行理事の報酬を除き、評議員会、理事会への出席

など法人・施設運営のための業務にあたった都度現金により本人に支給する。
4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(役員等の日当及び宿泊料)

第6条 役員等が職務のため出張したときは、「役員等の費用弁償規程」により交通費のほか日当及び宿泊料を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月14日から施行する。

(定款の伊達市長認可の日と同日)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（理事長及び業務執行理事の報酬）

役職名	報酬の額	
理事長	月額	50,000円
業務執行理事	月額	50,000円
		職員給与の支給がない場合

別表2

（1）評議員

	日額
評議員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円